

(平成24年9月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月1日から平成9年4月1日までの期間における標準報酬月額記録については、訂正する必要は認められない。

また、申立人は、平成9年4月1日から16年1月1日までの期間及び20年1月1日から同年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年10月1日から61年4月1日まで  
② 昭和61年4月1日から平成16年1月1日まで  
③ 平成20年1月1日から同年4月1日まで

申立期間①の標準報酬月額は、昭和61年4月の標準報酬月額と比べてかなり低い記録となっている。申立期間①の標準報酬月額の基準について、調査し、正しい記録に訂正してほしい。

申立期間②のうち、A社に勤務していた昭和61年4月1日から平成15年7月1日までの標準報酬月額が、支給された給与に比べて低い額で届けられている可能性があるため、調査し、正しい記録に訂正してほしい。

また、平成15年1月1日から16年1月1日までの期間（平成15年7月1日から16年1月1日までは、B社に勤務）に15年6月と同年12月以外に、あと1回賞与の支給があったが、年金記録に反映されていないので、調査し、正しい記録に訂正してほしい。

申立期間③に、B社から月給とは別に毎月60万円ずつの支給があったが、年金記録に反映されていないので、調査し、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録から、申立人はC共済組合の組合員であったことが確認できる。

C共済組合における共済年金制度では、厚生年金保険制度における標準

報酬月額に相当する仕組みは、昭和 60 年の共済年金制度改正により 61 年 4 月に初めて導入されたものである。このため、61 年 3 月以前の標準報酬月額は、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）附則第 9 条の規定により、56 年 4 月から 61 年 3 月までの 5 年間の共済掛金の標準となった俸給額の総額（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 97 号）により改正された後の俸給表に置き直した俸給額の総額）を同期間の月数で除して得た額に、61 年 4 月 1 日以前の実在職期間に応じて定められる一定の率を乗じて得た額とすることとされている。

このため、C 共済組合の組合員であった期間について、D 企業年金基金が保管する記録を確認したところ、申立人の組合員期間における俸給額の記録から、上記規定に基づき定められた計算方法により算定された標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、計算方法に誤りは無く、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、適正に決定されたものであることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、訂正する必要は認められない。

- 2 申立期間②のうち、昭和 61 年 4 月 1 日から平成 9 年 4 月 1 日までの期間について、オンライン記録から、申立人は C 共済組合の組合員であったことが確認できる。

当該期間の標準報酬月額の取得時報酬決定、定時決定又は随時改定が適法に行われていたか否かが標準報酬月額の記録訂正の判断基準となるが、当該期間に申立人が勤務していた A 社は、当時の賃金台帳は保管していないと回答しており、当該期間の標準報酬月額の取得時報酬決定、定時決定又は、随時改定が適法に行われていたかを確認することができない。

また、申立人は、当該期間の報酬月額を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、当該期間における標準報酬月額が適法に決定されたものではないことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については、訂正する必要は認められない。

- 3 申立期間②の A 社に勤務していた期間のうち、平成 9 年 4 月 1 日から 14 年 1 月 1 日までの期間について、申立人は、報酬月額及び保険料控除額を確認できる給与明細書及び源泉徴収票等の資料を所持していない上、同社は、給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有し

ていないことから、申立人の9年4月から13年12月までの期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

一方、平成14年1月1日から15年7月1日までの期間について、A社は、申立人の当該期間に係る賃金台帳を保有しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定する。

前述の賃金台帳では、一部の期間で報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

4 申立期間②のうち平成15年1月1日から16年1月1日までの期間については、申立人は15年6月及び同年12月の賞与以外に、高額の賞与の支給が1回あったが、年金記録に反映されていないと主張しているところ、A社は、「平成15年は6月以外に賞与は支給しておらず、同年8月に申立人に対して一時金を支給しているが、これは賞与ではなく、社会保険料は控除していない。」と回答している上、同社が保管している賃金台帳では当該一時金から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、B社は、「平成15年は12月以外に賞与は支給していない。」と回答している。

5 申立期間③について、申立人はB社に勤務していた平成20年1月1日から同年4月1日までの3か月間に、毎月の給与とは別に60万円ずつの支給があったと主張しているところ、申立人はその支給名目や保険料控除額について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、同社が保管する申立人の平成20年分給与所得の源泉徴収票及び賃金台帳では、毎月の給与とは別の60万円の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない上、同社も当該一時金については支給していないと回答している。

6 このほか、申立人の主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、平成9年4月1日から16年1月1日までの期間及び20年1月

1日から同年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。